

ID: 123

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成の決定		
例規名 根拠条項	聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例 第8条第1項		
例規番号	昭和62年 条例第13号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第八条 町長は、受給資格者又はその保護者からの申請に基づき助成を行うものとする。ただし、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である受給資格者が医療保険各法に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)において医療の給付及び減額認定者が医療の給付に伴う食事療養若しくは生活療養を受ける場合は、町長は保険医療機関等に重度心身障害者医療費を支払うことによつて助成することができる。</p> <p>2 前項のただし書の場合においては、受給資格者は、保険医療機関等(薬局を除く。)に対して一部負担金を支払うものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第七条 町長は、次に掲げる額(以下「重度心身障害者医療費」という。)を助成するものとする。</p> <p>一 受給資格者に係る医療費の自己負担額から次のア、イ又はウに掲げる一部負担金(以下「一部負担金」という。)を控除した額</p> <p>ア 医療保険各法の規定による診察、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の療養(イに掲げる療養に伴うものを除く。以下「診察等」という。)を受ける場合 医療保険各法の規定による保険医療機関等(医療保険各法で規定する薬局を除き、同一の保険医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。以下この号において同じ。)ごとに一日につき五百三十円(受給資格者に係る医療費の自己負担額が五百三十円に満たない場合は、当該自己負担額を一部負担金の金額とする。)。ただし、受給資格者(イ及びウに掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に保険医療機関等において一部負担金の支払いを四回行ったときは、当該月のその後の期間内に当該保険医療機関等において診察等を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>イ 医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合 保険医療機関等ごとに一日につき千二百円</p> <p>ウ 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合 指定訪問看護事業者ごとに一日につき二百五十円</p> <p>二 受給資格者のうち医療保険各法の規定により食事療養若しくは生活療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下これらの認定証を「減額認定証」という。)の交付を受けた者(以下「減額認定者」という。)が前号アに掲げる療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額又は生活療養に係る入院時生活療養費標準負担額(ただし、規則に定める額とする。)</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日